

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行に関して、次のとおり協議する。

（教育委員会への委任）

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会に委任する。

（1） 保育所及び認定こども園の給食に関すること。

（教育委員会への補助執行）

第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員に補助執行させる。

（1） 教育委員会の所掌に係る予算の調製及び執行に関すること。

（2） 教育委員会の所掌に係る市議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。

（3） 教育委員会の所掌に係る財産の取得及び処分に関すること。

（4） 教育委員会の所掌に係る契約の締結に関すること。

（5） 教育委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関すること。

（6） 香芝市立保育所及び香芝市立認定こども園の運営に関すること。

（7） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育の給付に係る支給認定及び施設等の利用給付認定に関すること（香芝市立幼稚園に関することに限る。）。

（協議）

第3条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

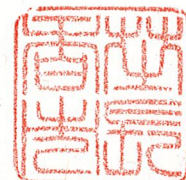
附 則

1 この協議は、令和4年10月1日から施行する。

2 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書（令和3年11月19日合意）は、廃止する。

令和4年8月31日

香芝市長 福岡憲宏



香芝市教育委員会

